都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																	
		1．就学援助制度の周知方法																																	
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)											(2)(1)のコの内容	(3)就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)					(4)(3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)								(6)(5)のクの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)							(8)(7)のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他			ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請かかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
33	33	33	26	20	13	24	19	30	2	8	7	7	1	0	29	0	3	3	13	7	11	1	0	0	0	3	3	13	3	28	27	9	4	4	
神奈川県	横浜市	○	○	○			○	○									○	初回の申請のみ締切期限を設定し、その後は翌年2月まで随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	○									○		○	○	○			
神奈川県	川崎市	○	○	○	○	○	○	○		○					○							○						○	○	○	○	○			
神奈川県	相模原市	○	○				○	○			○	学務課、公民館などの関係機関に案内兼申請書を配架。市ホームページからダウンロード可能。 小学校等入学予定者の新入学児童学用品費の入学前支給に係る案内兼申請書については、就学時健康診断通知に同封。 小学校1年生の保護者に対しては、案内兼申請書とともに就学奨励金制度の利用意思確認書を配付し、全児童の保護者から学校を通じて提出いただく取扱いとし、より丁寧な制度周知を行っている。			○									○	小学校1年生は(6)のエ、その他の学年は(6)のイの提出方法としている。 また、要保護者は福祉事務所から情報提供を受けることにより決定し、申請書の提出を不要としている。	○		○	○		○	外国人向けにて就学援助制度の外国語による案内を作成し、ホームページに掲載している。 小学校等入学予定者の新入学児童学用品費の入学前支給に係る案内兼申請書については、就学時健康診断通知に同封し、 小学校1年生の保護者に対しては、案内兼申請書とともに就学奨励金制度の利用意思確認書を配付することで、多くの保護者に対し、制度周知を行っている。
神奈川県	横須賀市	○				○	○	○		○					○				○											○	○	○			
神奈川県	平塚市	○	○			○		○							○				○											○	○				
神奈川県	鎌倉市	○	○		○	○	○	○			○	前年度認定者への案内を送付している。			○					○								○		○	○			
神奈川県	藤沢市	○	○	○		○	○	○							○				○											○	○	○			
神奈川県	小田原市	○	○	○		○					○	前年度認定世帯へ就学援助制度の書類を郵送	○								○					○	電子申請する場合は、申請を希望する者が教育委員会に提出			○	○			
神奈川県	茅ヶ崎市	○	○	○		○	○	○							○						○							○		○				
神奈川県	逗子市	○	○		○	○									○					○											○			
神奈川県	三浦市	○	○	○	○		○	○		○	○	三浦市LINEで周知している。			○						○									○	○			
神奈川県	秦野市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	年度内最後の就学援助費支給時に、保護者宛通知と一緒に翌年度の案内を同封している。			○					○								○		○	○			
神奈川県	厚木市	○	○	○		○	○	○							○						○									○	○	○			
神奈川県	大和市	○	○	○		○	○	○							○						○							○	○	○				
神奈川県	伊勢原市	○	○	○	○	○	○	○							○				○										○	○			○	市ホームページのQRコードを表示(ホームページは外国語翻訳が可能なため)
神奈川県	海老名市	○	○		○	○		○									○	随時申請を受け付けており、原則、年度当初分から援助。ただし、当該申請原因となる事由が確定した日が特定できる場合、申請原因となる事由が確定した日から援助。	○											○	○	○			
神奈川県	座間市	○	○	○		○		○		○					○						○					○	市公式LINEからの電子申請			○	○	○	○	令和5年度より保護者LINEで通知をした。LINE申請を実施した。
神奈川県	南足柄市	○		○			○	○							○					○										○	○			
神奈川県	綾瀬市	○	○			○	○	○			○	教育委員会から前年度認定者へ案内を送付			○						○									○	○			
神奈川県	葉山町	○	○		○		○	○							○						○									○	○		○	保護者への情報連絡・共有システムを利用したメール送付による周知
神奈川県	寒川町	○			○		○	○		○					○						○									○	○			
神奈川県	大磯町	○		○		○					○	年度当初、前年度の申請者に学校を通じて申請書を配布			○						○									○	○			
神奈川県	二宮町	○	○	○	○	○		○							○					○								○		○	○			
神奈川県	中井町	○	○	○		○		○							○				○									○		○	○	○			
神奈川県	大井町	○	○		○	○	○	○							○					○								○		○	○			
神奈川県	松田町	○		○				○									○	年度当初は申請締め切りを設定し、4月に遡及して援助している。締め切り日を過ぎた場合は、申請日の翌月分から援助している。			○							○						
神奈川県	山北町	○	○			○		○							○					○								○						

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																		
		1．就学援助制度の周知方法																																		
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）											（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）							（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）									（6）（5）のクの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の連絡時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他			ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月の翌月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
33	33	33	26	20	13	24	19	30	2	8	7	7	1	0	29	0	3	3	13	7	11	1	0	0	0	3	3	13	3	28	27	9	4	4	
神奈川県	開成町	○		○				○							○				○									○		○	○				
神奈川県	箱根町	○	○	○		○	○	○		○					○				○												○				
神奈川県	真鶴町	○	○	○		○		○		○					○				○											○					
神奈川県	湯河原町	○	○		○	○		○	○	○					○				○											○	○				
神奈川県	愛川町	○	○	○		○	○	○							○				○											○	○	○			
神奈川県	清川村	○			○			○							○				○												○				

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について 2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																										
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																										
		＜小学校＞（1）実施・検討状況について							＜小学校＞（2）（1）のカの内容	＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（6）（5）のコの内容	＜小学校＞（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
			ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っているが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っており、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他		ア. 令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ. 令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ. 令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の郵送に記載又は就学案内の郵送とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ. その他			ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増え、支給後に転居した場合の対応など、事務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	
33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	0	0	0	0	2	8	7	16	0	23	18	11	12	6	0	2	1	7	6	6	1	0	0	0	0	0	0		
神奈川県	横浜市	○								○								○					○	○	○																	
神奈川県	川崎市	○								○											○		○	○		○	○				○											
神奈川県	相模原市	○								○										○			○	○							○											
神奈川県	横須賀市	○								○											○		○	○	○																	
神奈川県	平塚市	○								○									○				○								○											
神奈川県	鎌倉市	○								○									○				○	○		○																
神奈川県	藤沢市	○								○									○				○	○	○							○	就学時健康診断のお知らせの書類とともに郵送								
神奈川県	小田原市	○								○										○			○	○			○					○	就学時健康診断の案内通知に同封								
神奈川県	茅ヶ崎市	○								○											○		○		○																	
神奈川県	逗子市	○								○										○			○	○		○	○															
神奈川県	三浦市	○								○											○		○			○					○											
神奈川県	秦野市	○								○										○			○	○	○					○		○	教育委員会から就学時健康診断受診対象者へ受診案内送付時に同封しています。								
神奈川県	厚木市	○								○											○			○		○															
神奈川県	大和市	○								○								○					○	○							○											
神奈川県	伊勢原市	○								○									○					○								○	就学時健康診断の書類とともに配布	該当なし							
神奈川県	海老名市	○								○									○				○			○																
神奈川県	座間市	○								○											○		○	○	○																	
神奈川県	南足柄市	○								○											○		○		○																	
神奈川県	綾瀬市	○								○									○				○	○							○											
神奈川県	葉山町	○								○											○		○	○		○	○															
神奈川県	寒川町	○								○											○		○			○			○													
神奈川県	大磯町	○								○											○		○		○																	
神奈川県	二宮町	○								○									○				○									○	就学時健康診断の案内書類とともに郵送								
神奈川県	中井町	○								○											○				○							○	新中学1年生は、6年時に学校を通して申請書等を配布している。								
神奈川県	大井町	○								○										○			○			○																
神奈川県	松田町	○								○										○						○																
神奈川県	山北町	○								○											○						○															

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																								
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																								
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																								
		＜小学校＞（1）実施・検討状況について							＜小学校＞（2）（1）のカの内容	＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（6）（5）のコの内容	＜小学校＞（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期		＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
			ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っており、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増えた場合の対応など、事務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	0	0	0	0	2	8	7	16	0	23	18	11	12	6	0	2	1	7	6	6	1	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	開成町	○								○											○				○																	
神奈川県	箱根町	○								○									○					○							○											
神奈川県	真鶴町	○								○											○			○																		
神奈川県	湯河原町	○								○										○						○																
神奈川県	愛川町	○								○											○		○	○	○		○		○													
神奈川県	清川村	○								○											○					○																

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																											
		2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																											
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																											
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について							＜中学校＞（2）（1）のカの内容	＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）											＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）						＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制から	オ．その他		
33	33	33	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	0	0	0	1	1	10	5	16	0	0	0	0	0	0	0		0
神奈川県	横浜市	○							○							○													
神奈川県	川崎市	○							○											○									
神奈川県	相模原市	○							○										○										
神奈川県	横須賀市	○							○											○									
神奈川県	平塚市	○							○									○											
神奈川県	鎌倉市	○							○									○											
神奈川県	藤沢市	○							○									○											
神奈川県	小田原市	○							○											○									
神奈川県	茅ヶ崎市	○							○									○											
神奈川県	逗子市	○							○									○											
神奈川県	三浦市	○							○											○									
神奈川県	秦野市	○							○										○										
神奈川県	厚木市	○							○											○									
神奈川県	大和市	○							○								○												
神奈川県	伊勢原市	○							○									○											
神奈川県	海老名市	○							○									○											
神奈川県	座間市	○							○											○									
神奈川県	南足柄市	○							○											○									
神奈川県	綾瀬市	○							○									○											
神奈川県	葉山町	○							○											○									
神奈川県	寒川町	○							○											○									
神奈川県	大磯町	○							○											○									
神奈川県	二宮町	○							○									○											
神奈川県	中井町	○							○											○									
神奈川県	大井町	○							○										○										
神奈川県	松田町	○							○										○										
神奈川県	山北町	○							○											○									

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																										
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																										
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																										
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について							＜中学校＞（2）（1）のカの内容	＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）							＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務負担が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他		
33	32	33	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	0	0	0	1	1	10	5	16	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	開成町	○							○											○								
神奈川県	箱根町	○							○									○										
神奈川県	真鶴町	○							○											○								
神奈川県	湯河原町	○							○										○									
神奈川県	愛川町	○							○											○								
神奈川県	清川村	○							○											○								

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																										
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																										4. 就学援助率
		（1）令和6年度当初における事要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																					（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	令和5年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われていると認められる者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、給食費等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円））（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の要綱算定に用いる保護基準、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割）又は均等割課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			
33	32	23	20	21	21	21	23	9	3	16	18	7	5	5	19	21	9	3	0	7	6	33	0	6	1	33
神奈川県	横浜市	○					○										○					1				15%未満
神奈川県	川崎市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	○	1		失業や疾病による休職又は医療費がかかっていて、一定の要件を満たす場合		15%未満
神奈川県	相模原市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					○	1.2		・世帯構成員が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項の支援給付を受けている者	（3）ウ．ケ．コ．については、災害による場合のみ認定基準に該当。	20%未満
神奈川県	横須賀市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○						1.5				20%未満
神奈川県	平塚市						○									○						1.5				15%未満
神奈川県	鎌倉市															○					○	1.5		平成25年4月1日時点の生活保護基準額の1.5倍以下		15%未満
神奈川県	藤沢市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○		1.3				15%未満
神奈川県	小田原市	○	○	○	○	○	○			○	○	○			○	○						1.3				20%未満
神奈川県	茅ヶ崎市															○						1.5				15%未満
神奈川県	逗子市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○		1.5				10%未満
神奈川県	三浦市	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○						1.5				20%未満
神奈川県	秦野市																○					1.5				15%未満
神奈川県	厚木市																○			○		1.5				20%未満
神奈川県	大和市	○	○	○	○	○	○	○			○				○		○					1.5				20%未満
神奈川県	伊勢原市															○						1.5				15%未満
神奈川県	海老名市	○		○	○	○	○	○								○						1.4				10%未満
神奈川県	座間市	○	○	○	○	○	○								○		○			○		1.3				15%未満
神奈川県	南足柄市																○					1.3				15%未満
神奈川県	綾瀬市															○						1.4				20%未満
神奈川県	葉山町	○															○					1.5				15%未満
神奈川県	寒川町	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			○	1.3		（3）のアーカ、ケ、コ、セ、チ以外の者であり、天災その他やむを得ない事情による経済的理由により児童生徒又は就学予定者が就学困難となる特別な事情がある場合		20%未満
神奈川県	大磯町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3				10%未満
神奈川県	二宮町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○					○	1.3		保護者又は主たる生計維持者の失業、休業、災害、死亡、又は長期療養等により、現年において収入額が前年より著しく減少すると認められる世帯については前年の収入額に関わらず認定対象とすることができる。		10%未満
神奈川県	中井町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○		1.5				15%未満
神奈川県	大井町	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○				1.5				10%未満
神奈川県	松田町															○						1.3				15%未満
神奈川県	山北町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1.6				15%未満

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																										
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																										4. 就学援助率
		（1）令和6年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																					（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	令和5年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、給食費等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の要保護認定に用いる保護基準、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）			
																							倍	倍			
33	32	23	20	21	21	21	23	9	3	16	18	7	5	5	19	21	9	3	0	7	6	33	0	6	1	33
神奈川県	開成町															○						1.3				10%未満
神奈川県	箱根町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○			○	○	1.3		・火災等で罹災したことにより、当該援助が必要と認められる者		20%未満
神奈川県	真鶴町	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○				1.5				15%未満
神奈川県	湯河原町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1.3				15%未満
神奈川県	愛川町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1.3				20%未満
神奈川県	清川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5				15%未満

Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について

5. 令和6年度事業保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村 | (1)費目毎の援助額 | | |

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について
5. 令和6年度事業保護就学援助額
1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）
（1）費目毎の援助額 | | |

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について | | |